

令和4年第4回定例会

総務常任委員会会議録

(令和4年12月6日)

栄町議会

総務常任委員会

議事日程

経費

令和4年12月6日（火曜日）午前11時20分開会

事 件（1）付託議案の審査

議案第2号 栄町個人情報の保護に関する法律施行条例

出席委員（8名）

委員長	野田泰博君	副委員長	大野博君
委員	大野徹夫君	委員	松島一夫君
委員	石橋善郎君	委員	新井茂美君
委員	岡本雅道君	委員	大塚佳弘君

欠席委員

なし

出席委員外議員

なし

説明のため出席した者

総務課長	奥野陽一君
総務班長	米本貴宏君
主査	宮島庸次郎君

出席議会事務局

事務局長	大熊正美君	書記	藤江直樹君
------	-------	----	-------

◎ 開 会

○委員長（野田泰博君） ただいまから、総務常任委員会を開会いたします。

◎ 開 議

○委員長（野田泰博君） 直ちに、本日の会議を開きます。

当委員会に付託されました案件は、議案第二号「栄町個人情報の保護に関する法律施行条例」であります。

お諮りいたします。

議案第二号については、審査の必要から町執行部の出席を、求めることにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○委員長（野田泰博君） 異議なしと認めます。

よって、町執行部の出席を求めることに決定いたしました。

それでは、議案第二号 栄町個人情報の保護に関する法律施行条例を議題といたします。既に、本会議において提案理由の説明はいただいておりますが、補足説明があればお願いします。

○総務課長（奥野陽一君） それでは今委員長が申されましたが、本議会で提案理由をご説明させていただきましたが、ここで幾つか補足させていただきます。

そもそも、今回、新たに条例を制定するに至った経緯でございますが、お配りいたしましたA4の資料をご覧くださいと思います。

このA4の資料の(2)をご覧くださいんですがこれを見ると分かりやすいと思いますが「個人情報保護法」が改正されて、左の「見直し前」というところがあると思いますがこの図のように、国を対象とした行政機関個人情報保護法又は、独立行政法人を対象とした独立行政法人・民間について定めた個人情報保護法などの3つの法律が今は、あるわけですが、それを右の「見直し後」のように「個人情報保護法」に統合されたというものでございます。

それによりまして、栄町をはじめとした地方公共団体が独自で制定していた個人情報保護条例が個人情報保護法の法律の適用下とされまして、全体の所管が個人情報保護委員会に令和5年4月1日から一元化されることになったというものでございます。

一元化されたことによりまして、メリットとしてあげられる事項の一例といたしましては、中ほどから下のほうに、1、2、3、4と四角で囲ったところがございますが2番をご覧くださいと、例えば大規模災害時の自治体間の連携というのがございます。これは災害時における個人情報の提供に関することがあげられます。

具体的には、今までは、各地方公共団体で個人情報保護条例を制定していたため、被災者について、提供できる情報が団体によって様々でした。

しかし改正後は、団体の条例の規定によらず、共通ルールとなりましたので個人情報保護法に基づき被災者の情報を提供できることとなります。

このように、全国的なルールとして統一はされますが、栄町情報公開条例との整合性や現行の運用と合わせるため、必要な事項を定めることは許容されていることから、今回栄町として新たな条例を制定するに至ったものでございます。

条例の制定にあたりましては、町としての方針を決めるために、令和4年10月7日に栄町情報公開・個人情報保護審査会に諮問しまして、同月31日付けで適当である旨の答申をいただいております。

また、併せて個人情報保護法と合わせるために、栄町情報公開条例においては、非公開情報として「公務員の氏名」を規定しているため、その氏名を削除する改正を議案第3号で行っています。

そのほか、個人情報保護法において、条例に規定することが許容される部分と、町の対応の一覧は、2ページになりますがこの一覧表のとおりとなっております。

一番右の列ですね。町の対応と言う列がございますがそこで「施行条例に規定する」と書かれている部分が今回条例で定めた部分でございます。

また、参考にA3の資料をございませうが、この資料につきましては比較表ということで参考資料でお配りしました。一番左の列が国の個人情報保護法の抜粋になります。真ん中が今回廃止いたします、栄町の保護条例になります。右が今回制定する条例ということで三つ条例の対比表になっておりますので参考までにお配りいたしました。以上、私からの補足説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長（野田泰博君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はございませうか。大塚委員。

○委員（大塚佳弘君） メリットの説明はありましたが、デメリットというのも考えられると思ひます。例えばこの全国一元化ということで、情報がどこでも分かるようになるんじやないか個人情報とかでまずいところは無いと思ひうんですが、そういうデメリットについての説明はありませうか。

○委員長（野田泰博君） 奥野総務課長。

○総務課長（奥野陽一君） 全国統一になったからといって情報がどこでも見られるということではなくて、情報保護に関する法律ということなので、情報というのは全て公開というのが原則なんです、その中で例えば個人を特定されるような情報であるとか要配慮者に関する個人情報であるとかについては、原則は公開なんだけれどもその部分についてはこれこれ、こういう理由で公開しない。いわゆる個人情報を保護するというのがこの法律であり条例であります

ので、特にデメリットというのは考えられないと思われま

○委員長（野田泰博君） 岡本委員。

○委員（岡本雅道君） 第4条で条文の中で、栄町情報公開条例（平成10年栄町条例第25号）これは、廃棄するやつですね。今ある条例で今後も残るんですか。第4条栄町情報公開条例第8条第1項第4号及び第5号に掲げる情報とする。という記述があるんですがこの栄町情報公開条例というのはこれからも存続する条例ですか。

○委員長（野田泰博君） 奥野総務課長。

○総務課長（奥野陽一君） これはですね、現行の運用と変更しないために規定しているものでございます。

○委員長（野田泰博君） 岡本委員。

○委員（岡本雅道君） これは存在するということですね。

○委員長（野田泰博君） 奥野総務課長。

○総務課長（奥野陽一君） そういうことです。

○委員長（野田泰博君） 岡本委員。

○委員（岡本雅道君） 6条の開示決定の期限が14日、30日となっているんですが、根拠というか参考事例というのはあるんでしょうか。

○委員長（野田泰博君） 米本班長。

○総務班長（米本貴宏君） 先ほどのご質問のお答えいたします。参考にしているのは現行の栄町の個人情報保護条例です。現行の栄町個人情報保護条例上で開示の決定機関を請求から決定までの期間を14日としておりますので、その現行に合わせて14日と規定しております。以上です。

○委員長（野田泰博君） 岡本委員。

○委員（岡本雅道君） 元の条例の14日の根拠はなんですか。栄町で14日と定めている根拠は何かということを知りたい。

○委員長（野田泰博君） 米本班長。

○総務班長（米本貴宏君） 栄町の現行の個人情報保護条例は平成14年に制定されたものです。その前に平成10年に栄町情報公開条例も制定されております。概ね標準処理事務の期間というのがほしい、暗黙で二週間というのが通例的なものでございましたので、当時その条例制定するにあたりまして基本的には二週間を審査期限として設定したのが根拠となっております。以上です。

○委員長（野田泰博君） 他にございませんか。松島委員。

○委員（松島一夫君） まず趣旨のところではデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の51条で個人情報保護法が改正されたとございますが、この51条具体的にどういう内容の記述なんですか。

○委員長（野田泰博君） 宮島主査。

○主査（宮島庸次郎君） 51条でございますが、個人情報保護法だけではなく、いろんな法律が改正されておまして、その中の一部として個人情報保護法が改正されているので51条というふうには書いてはいるんですが。

○委員長（野田泰博君） 松島委員。

○委員（松島一夫君） 私の聞き方がわるいかな。もう一回、デジタル社会の形成を図るためという目的があつて、個人情報保護法が改正されたというふうにこれだと読めるんだけどその目的のために個人情報を改正することがこういうふうな理由で必要なんだよということが51条に書かれているのではないのかなと思ってお尋ねしたんですが、その辺はどうなんでしょうか。

○委員長（野田泰博君） 米本班長。

○総務班長（米本貴宏君） 51条は個人情報保護法自体の改正文しか掲載されていない状態になります。デジタル法の整備法の改正趣旨としては一応デジタル社会に向けてですね、今後個人情報の電子化に伴う取扱いも含めた形の全体的な改正でございますので、その中の一部として全国共通のルールを設けて個人情報保護法で一括管理するんだという趣旨で個人情報保護法が改正されているかと思えます。以上です。

○委員長（野田泰博君） 松島委員。

○委員（松島一夫君） デジタル社会を作るためには、バラバラな条例じゃなくて一本の法にしたほうが管理しやすいというふうな趣旨と理解してよろしいんですかね。

○委員長（野田泰博君） 米本班長。

○総務班長（米本貴宏君） その通りでございます。

○委員長（野田泰博君） 松島委員。

○委員（松島一夫君） A4の資料いただいたこの2ページ目ですね。右から二つ目の枠に施行条例の許容というのがあって、全部許容されるということになっていて、許容されないところは当然、改正法に則る訳ですけども許容されるという部分でも改正法に則っているところもあるし、また施行条例に規定するというふうに町の対応がなっているところがあるんですけども、これの理由というのはそもそも、何なんでしょう改正法に則らずに施行条例に規定した理由というのは、先ほど日数を30日であったのが、町では14日に変えたというふうなご説明もございましたけれども、他の部分で施行条例にあえて、規定したという理由というのは全部これどこにあるんですかね。

○委員長（野田泰博君） 米本班長。

○総務班長（米本貴宏君） まず最初に、法律上で許容されている事項について今回の施行条例で定めることができることになっております。その中でも栄町の施行条例の中で定めているものと、定めていないものがございます。定めているものにつきましては、

冒頭申し上げている通り、現行の栄町個人情報保護条例で規定してあるものであって、法律上で規定されていないものについて主に施行条例で定めている形になります。例えば一つ目の要配慮個人情報につきましては当然、個人情報保護法でも要配慮個人情報というのが定められております。ただし、法律で定めてある要配慮個人情報の項目があるんですけども、現行の栄町個人情報保護条例ではその法律で定めている以上に要配慮すべき情報として条例で定められているものがございます。法律で定めているもの以上に定めているものについて、今回の施行条例で定めるような形をとっております。

許容されているにも関わらず、施行条例で定めていないものにつきましては、個人情報保護法のほうと現行の栄町個人情報保護条例で一致しているものについては、特に法律で定めがありますので、特に施行条例で定めることはしていないという判断をしております。以上でございます。

○委員長（野田泰博君） 松島委員。

○委員（松島一夫君） かえって、施行条例であえて規定したことによって、施行に不都合が生じるとか窮屈になるとかそういうようなデメリットというのはないですか。

例えば配慮すべき云々で、今ございましたけども条例要配慮個人情報の規定、あえて栄町はその配慮すべきものを増やしているわけですよ。それによって、情報がより厳しく保護されるということなんだろうけども、その情報が欲しいということによって不便が生じるわけですけどもその辺はどうなんでしょうね。あえてきつく保護すべきなんですかね。

○委員長（野田泰博君） 奥野総務課長。

○総務課長（奥野陽一君） 今の件につきましては、現行の条例のほうに合わせていますので、これを作ったからといって公開しないことが増えて窮屈なるのかというようなことは今回はございません。

○委員長（野田泰博君） 他にございませんか。松島委員。

○委員（松島一夫君） 手数料あるじゃないですか。法だと89条第1項、このA3の11分の8というところの手数料が、条例で定めるところによって実費の範囲以内で手数料納めなければならないというのを施行例では無料とすとなっておりますが、この法で言っている実費というのはどういうものなんですか。ただそのここにも法でも出来る限り利用しやすい額とすように配慮しなければならないと書いてあるので、これに基づいて無料というふうに規定なさったのか。

○委員長（野田泰博君） 奥野総務課長。

○総務課長（奥野陽一君） これについては、手数料いわゆる我々がやる事務手数料とか1件幾らについては無料にします。ただし、コピーであるとかそういう実費弁償ですかね、それについては頂きますよというなことで町のほうでは規定しております、

元々そのようなことになっております。

○委員長（野田泰博君） 他にございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長（野田泰博君） 奥野総務課長。私のほうからこの理解が正しいかどうかわかりませんが、お聞きしたいんですけども、この今もらった概要資料がございますね。見直し前の1の（2）の個人情報保護法の改正前後の前後についてのところでこれを読みますと、今回出てきている個人情報というのは、今まで行政機関があって、独立行政法人があって、個人情報の民間事業者がいて、その次に地方公共団体でもそうやって作りなさいよってというのがあったのが、今回全部のこの国が出した法律、行政法人、独立行政法人、民間についての行政機関、全部を網羅した形でそれを町の個人情報保護の書面にちゃんと、書き入れなさいよというふうに理解していたんですが、違いますか。

この見直し例と見直し後で全部を含めた形で栄町でも、この個人情報法が全体の国の条例と地方の条例と合いますよという形にしようとしていたんじゃないですか。違います。奥野総務課長。

○総務課長（奥野陽一君） 見直し前でそれぞれ作っていたものを国の法律で一本化したと、そのようなことおしゃっていると思うんですが、一本化されたと、これに沿ってやりなさいよということにされた。ただし、その条例の中で先ほど来、松島委員のほうからもありました通り許容されるとか、その部分は町独自の条例の中で施行条例で定めなさいよという一本化されました。けども町で定めるものもあるのでそれは定めてくださいということです。

○委員長（野田泰博君） 要するに、個人を中心とした条例作りなんですけど、個人からみた国のとか、独立行政法人とか、個人の情報とか何とかを全部含めた形の今回の改正というふうに私は理解したんですけどね。個人から見た反対から上から見たんじゃないかと今度は下からみた形でというふうに、私は理解したんですが間違いかな。奥野総務課長。

○総務課長（奥野陽一君） そうですね。それぞれ行政機関であるとかいろんな機関が持っている個人の情報ということですので、そのようだと思います。

○委員長（野田泰博君） 他にございませんか。

〔「なし」の声あり〕

これにて質疑を終わります

これより、議案第2号に対し、委員各位からの討論を含めたご意見をお願いいたします。

〔「なし」の声あり〕

○委員長（野田泰博君） これにて、各委員からの意見・討論を終ります。これより、議案第二号を採決いたします。

議案第二号を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

[挙手全員]

○委員長（野田泰博君） 挙手全員。よって、議案第二号 栄町個人情報の保護に関する法律施行条例は、原案のとおり可決すべきと決定しました。

◎ 閉 会

○委員長（野田泰博君） 以上で総務常任委員会に付託された案件の審査は終了いたします。

なお、本委員会の委員長報告の作成は、委員長に一任願います。

本日の会議を閉じます。以上をもって総務常任委員会を閉会といたします。ごくろうさまでした。

午前11時47分 閉会

上記会議録を証するため下記署名いたします。

令和4年12月20日

総務常任委員会委員長 野田 泰博